

# 山口県報

令和4年  
6月28日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 土砂災害警戒区域の指定の解除(十二件) (砂防課)……………一
  - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………四
  - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(十二件) (砂防課)……………五
  - 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………九
- 公告
  - 県管内日東地区農業競争力強化基盤整備事業(内日東換地区)に係る不換地の指定(農村整備課)……………九
  - 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………一〇
- 公安委告示
  - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………一〇
  - 警備員等の検定の実施……………一〇



### 山口県告示第百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称  
豊田町矢田(二)(8)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称  
内日下(二)(7)、内日下(二)(8)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第三百十五号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
鑄銭司(10)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
徳地伊賀地(12)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除

する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
下田万(17)、下田万(18)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百九十号

一 解除に係る区域の名称  
紫福(30)、紫福(52)

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
椿(19)
- 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十六年山口県告示第百二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

上右田(一)(1)、富海(二)(5)、富海(二)(6)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第百二十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

錦町広瀬(一)(19)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百八十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

周東町瀬越(一)(16)、周東町上須通(二)(3)、周東町西長野(二)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
御庄(二)14)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
於福町上(二)45)、於福町下(二)2)、西厚保町本郷(二)1)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第四百三十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
福田下(二)30)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
内日下(二)7)、内日下(二)8)、豊浦町川棚(二)92)、豊田町矢田(二)8)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
徳地伊賀地(二)12)
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

下田万(一)(27)、下田万(一)(28)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

紫福(二)(30)、紫福(二)(52)、椿(二)(19)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

上右田(二)(11)、富海(二)(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

周東町瀬越(二)(16)、周東町上須通(二)(3)、周東町西長野(二)(1)、錦町広瀬(二)(19)、御庄(二)(14)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

於福町上(二)(45)、於福町下(二)(2)、西厚保町本郷(二)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設部農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

福田下(二)(30)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第二十号)により指定された区域についての指定を次のとお

り解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
豊田町矢田(二)(8)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
内日下(二)(7)、内日下(二)(8)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第百三十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
鑄銭司(二)(10)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
徳地伊賀地(二)(12)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
下田万(一)27、下田万(一)28
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称  
紫福(一)30、紫福(一)52
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百二十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
椿(一)19
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十六年山口県告示第二百一十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
上右田(一)11、富海(一)5、富海(一)6
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第六十三号）により指定された区域についての指定を次のと

おり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
錦町広瀬(二)19

- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第八十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
周東町瀬越(二)16、周東町上須通(二)3、周東町西長野(二)1

- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
御庄(二)14

- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
於福町上(二)45、於福町下(二)2、西厚保町本郷(二)1

- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)



山口県告示第二百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第四百四十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
福田下(二)30
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び阿武町土木建築課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
豊浦町川棚(二)92
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災

危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
下田万(一)27、下田万(一)28
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
周東町西長野(二)1
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）



(二一九) 県管内日東地区（内日東換地区）農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県管内日東地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る内日東換地区につき、次の従前の土地を換地を定めぬ土地とし

て指定しました。

令和四年六月二十八日

土地の所在地	山口県知事	村岡嗣政	地積
下関市大字植田字七反田八五二の一	田		三、〇〇六
〃	〃		三、〇二三
〃	〃		一、二五二
〃	〃		一、八五七
〃	〃		一、六八
〃	〃		二、四六六
〃	〃		二、九二一
〃	〃		三、〇五〇
〃	〃		二〇
字長門一〇五一	畑		

(一一〇) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和四年六月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

一 事業の名称

県営大谷口地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和四年一月二十八日

山口県公安委員会告示第二十四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。



令和四年六月二十八日

山口県公安委員会

表山口県山口市南警察署の部新山口市駅前交番の項所管区の欄中「小郡令和二丁目」の下に「、小郡令和三丁目、小郡明治一丁目、小郡明治二丁目、小郡大正町、小郡長谷一丁目」を加える。

山口県公安委員会告示第二十五号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和四年六月二十八日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和四年十月四日(火曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和四年十月二十九日(土曜日)

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和四年七月二十五日(月曜日) から同月二十九日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
- 3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

(二) 添付書類

- 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

- (一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
- (二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (三) 検定についての問合せは、山口県警察本部長生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
交通誘導警備業務	二級	三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時	令和四年十月四日(火曜日)の午前十時から正午まで
場所	山口市滝町一番一号 山口県警察本部

(二) 実技試験

日時	令和四年十月二十二日(土曜日)
場所	山口市仁保下郷一四五九番地 山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和四年七月二十五日(月曜日) から同月二十九日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(二) 添付書類

- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。